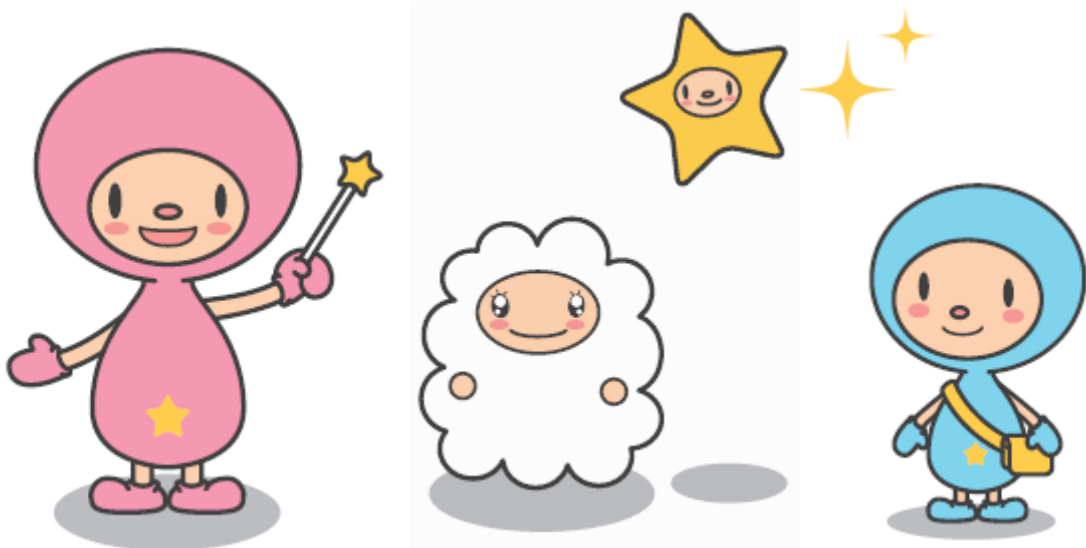


令和8年度 保育のご案内



日高市子育て応援キャラクター きらり・ふわり・ぴかり

日高市役所（日高市福祉事務所）
子育て応援課 保育担当
＜市役所 1 階⑦番窓口＞
電話 042-989-2111（代表）

■入所（園）ご希望の方は必ずお読みください。

「保育のご案内」および「保育施設紹介」の内容についてご理解、ご同意いただいたうえで申し込みされているものと判断させていただきます。

■保育施設についてご理解ください。

保育施設とは、保護者の労働や病気等のために、日中に家庭において保育することができない児童を保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

※ 「小学校入学前の幼児教育のため」あるいは「集団に慣れさせるため」という理由での申請は入所できる要件に該当しませんので、ご注意ください。

■施設見学をおすすめします。

入所申込みの事前に、希望の施設についてよく確認しましょう。

施設見学には予約が必要な場合がありますので、希望の施設に直接確認してください。

※ 利用希望開始時期や利用希望施設については、ご家族のご事情・お子さまの様子等に合わせ、各ご家庭でご検討・ご判断いただいたくようお願いいたします。

もくじ

《 1 》 保育所（園）・認定こども園[保育枠]・地域型保育事業について.....	1
《 2 》 保育の認定について.....	1
《 3 》 入所申込から入所まで.....	2
《 4 》 入所申込に必要な書類.....	4
《 5 》 入所決定後の留意事項.....	7
《 6 》 市内保育施設等一覧.....	8
《 7 》 保育料について（3歳児クラス未満）.....	10
《 8 》 給食費について（3歳児クラス以上）.....	11

○その他の子育て支援

〔 1 〕 一時的保育.....	13
〔 2 〕 病後児保育.....	14
〔 3 〕 保育所（園）の園庭開放.....	14
〔 4 〕 子育て総合支援センター・地域子育て支援センター.....	15
〔 5 〕 子ども・子育て利用者支援事業.....	16
〔 6 〕 ファミリー・サポート・センター.....	17

○幼稚園

〔 1 〕 幼稚園とは.....	18
〔 2 〕 市内幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）一覧.....	18
〔 3 〕 幼稚園入園手続きについて.....	18
〔 4 〕 幼稚園の「預かり保育」について.....	18

《1》保育所（園）・認定こども園[保育枠]・地域型保育事業について

保育所（園）とは、国の定めた設備と運営の基準を満たした施設で、保育所保育指針に基づき保育をする施設です。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。

地域型保育事業とは、乳幼児（0～2歳）を対象として預かる施設で、年少児には別の保育施設に移行していただくことになります。

これらの施設を希望される場合は、日高市への申請が必要となります。

《2》保育の認定について

《保育の必要性の認定について》

子育てで支援施設（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設など）で保育を希望する場合、市に申請し、次の3つの区分の認定を受ける必要があります。

＜3つの認定区分＞

満3歳以上	1号	教育標準時間認定	幼稚園等での教育を希望
	2号	保育認定（標準・短時間）	「保育の必要な事由（P4参照）」に該当し、保育所等での保育を希望
満3歳未満	3号	保育認定（標準・短時間）	

※3歳を迎えると、3号認定から2号認定に変更となりますが、保育料の算定年齢はその年度末まで変わりません。無償化の対象は3歳を迎えた最初の4月1日以降となります。

《保育の必要量の区分について》

保育認定（2・3号）の場合、さらに保育の必要量で標準時間・短時間に区分されます。

A.保育短時間.....1日あたり最長で8時間の保育

B.保育標準時間...1日あたり最長で11時間の保育

※施設により1日の中で短時間・標準時間とする時間帯が異なります。また、必ず最長の時間が利用できるわけではなく、保育が必要と認められた範囲内での利用となります。実際の保育時間については、施設とご相談ください。

＜短時間 8：30～16：30、標準時間 7：30～18：30 に設定している施設の場合＞

7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
C. 延長保育	時間外	A. 保育短時間		時間外	C. 延長保育
	B. 保育標準時間				

A.短時間の方は、Aの時間を超えて利用する場合、別途延長保育料が発生します。また、どなたもCの時間帯は延長保育料が発生します。詳しくは施設にお問い合わせください。

3～5歳児の保育料が無償化されておりますが、延長保育料は対象外です。

※保育の必要量の区分は市が交付する「支給認定証」に記載しています。申請時と状況が変わった場合（就労時間の変更等）は、区分が変わることがありますので、速やかに届出をしてください。

※「支給認定証」が交付されても、保育施設への入所が決まったわけではありません。認定された保育の必要性に応じて、保育施設の利用可否を市が調整のうえ決定します。

《3》入所申込から入所まで

●4月入所申込の場合

- **入所申込** …日高市役所子育て応援課窓口で受け付けます。
〔受付時間：月～金曜日 8:30 から 17:15（火曜日は 19:00 まで）〕
※令和7年10月から配布する令和8年度用の申請書類でご準備ください。
- **申請締切** …1次選考：11月28日（金）まで 締切日を過ぎた場合は、2次選考となります
2次選考：2月10日（火）まで 締切日を過ぎた場合は、5月分の選考となります
- **親子で面接** …第1希望の施設に面接の電話予約をし、11月中に面接を済ませます。
※各施設の開園時間内に必ず電話のうえ、面接時間を予約してください。
※入所調整の中で、1月以降に他施設での面接をお願いすることがあります。
- **入所審査** …保育施設の状況、申請者数、保育の必要性、面接結果 等を総合的に審査し、入所を決定します（申請順ではありません）。
- **通知の発送** …入所承諾（入所保留）通知と支給認定証を発送します。（令和8年2月中旬頃）
支給認定証は大切に保管してください。
- ※ **入所の場合** …各施設での入所説明会等にご参加のうえ、入所の準備をしてください。
- ※ **保留の場合** …定員に空きがない等の理由で、入所できず保留（待機）となる場合があります。年度内の継続審査をご希望される方については、翌月以降の入所審査にて再審査します。欠員等が生じ、面接に進んでいただける状態になりましたら保護者へご連絡します。（年度内のみ）また、入所保留中に申請書記載事項に変更が生じた場合は、必ず申し出てください。

●年度途中（令和8年5月以降）の申請締切日一覧

利用開始月	申請締切日
令和8年5月	令和8年4月10日（金）
令和8年6月	令和8年5月8日（金）
令和8年7月	令和8年6月10日（水）
令和8年8月	令和8年7月10日（金）
令和8年9月	令和8年8月10日（月）
令和8年10月	令和8年9月10日（木）
令和8年11月	令和8年10月9日（金）
令和8年12月	令和8年11月10日（火）
令和9年1月	令和8年12月10日（木）
令和9年2月	令和9年1月8日（金）



●年度途中入所申込の場合

- **入 所 申 込** …日高市役所子育て応援課窓口で随時受け付けます。
〔受付時間：月～金曜日 8:30 から 17:15（火曜日は 19:00 まで）〕
- **申 請 締 切** …入所希望月の前月 10 日までです。※10 日が閉庁日の場合はその前の開庁日が締切
締切日を過ぎた場合は、翌月分の受け付けとなります。
（年度途中の申請締切日一覧をご参照ください。）
- **入 所 審 査** …締切日翌日から保育施設の状況、申請者数、保育の必要性等を総合的に審
査し、面接に進んでいただく方を決定します。（申請順ではありません。）
- **親子で面接** …保育所（園）にて、面接を受けていただきます。（児童の健康状況等をうかが
います。）※なるべく早めに面接を済ませてください。
- **通知の発送** …入所承諾（入所保留）通知と支給認定証を発送します。（入所月前月末を予定）
支給認定証は大切に保管してください。
- ※ **入所の場合** …保育施設に連絡し、入所の準備をしてください。
- ※ **保留の場合** …定員に空きがない等の理由で、入所できず保留（待機）となる場合があります。
年度内の継続審査をご希望される方については、翌月以降の入所審
査にて再審査します。欠員等が生じ、面接に進んでいただける状態になり
ましたら保護者へご連絡します。（年度内のみ）また、入所保留中に申請書
記載事項に変更が生じた場合は、必ず申し出てください。

●転園希望の場合

- ・年度途中の転園希望の申込みは可能ですが、新規申込児童が優先となります。
- ・各月の申込締切日までにご来庁のうえ、窓口でお渡しする施設変更（申請）届をご提出くだ
さい。

●令和8年度のクラス年齢表

クラス	生年月日
0 歳児	令和7年4月2日以降
1 歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2 歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3 歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4 歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5 歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

※令和8年4月1日時点の年齢でクラス年齢は決まります。



《4》入所申込に必要な書類

入所申込書は児童1人につき、1部必要です。

提出書類をすべて揃えてご来庁ください。すべて揃っていないと受付できません。

(複数の児童を申請する場合、③の書類は一組原本、あとはコピーでの提出が可能です。)

【必ず提出する書類】

① 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等入所申込書

② 申込内容確認書

③ 各種証明書(父・母について次のうちいずれかを提出してください)

保育の必要な事由	添付書類
(1) 就労 (月64時間以上の就労を常態としている場合)	「就労証明書」 ※3か月以内に作成のもの 自営業の方は、次のいずれか一つを添付 ・確定申告書(第一表と収支内訳書又は決算書) ・開業届・営業許可書・委託契約書の写し
(2) 妊娠・出産(出産予定日6週前の属する月の初日から出産後8週間の属する月の末日の間)	「母子健康手帳(表紙、分娩予定日記載部分)」 の写し
(3) 疾病・障がい (保護者が病気・負傷・心身に障がいがある場合)	「医師の診断書」(期間の証明があるもの)、 「身体障がい者手帳等」の写し
(4) 介護・看護等(同居または長期入院中の親族を介護・看護している場合)	「医師の診断書」(期間の証明があるもの)、 「介護が必要であると分かるもの」の写し
(5) 災害復旧(震災・風水害・火災等の災害の復旧にあたる場合)	「り災証明書」の写し等
(6) 求職活動 (求職活動を継続的にしている場合〔起業準備も含む〕) ※認定期間は3か月間	「求職活動申告書」、「ハローワークカードまたは求人サイト登録画面等」の写し ※就労開始後に就労開始証明書を提出してください。
(7) 就学 (就学している場合〔職業訓練校における職業訓練含む〕)	「在学証明書または学生証」の写し (保育の必要量を把握するため、授業の時間割表も添付すること)
(8) 虐待・DVのおそれ	
(9) 育児休業中の既入所児童 (育児該当児童の育児取得中に既入所児童の継続が必要と認められる場合に、育児該当児童の満1歳に達する日が属する年度の末日までの期間) 父母同時の育児休業取得の場合はご相談ください	「就労証明書」 ※3か月以内に作成のもの (育児休業期間〔職場復帰日〕の記載があるもの) ※職場復帰後に復職証明書を提出してください。

※ 既入所児童の継続が必要と認められる場合とは、育児該当児童が満1歳に達する日が属する月の翌月入所までの入所申込みをした結果、保育施設に入れないために復帰ができず、育児休業を延長した場合などです。

入所申込に必要な書類は、子育て応援課の窓口でお受け取りいただくか、
または日高市ホームページからダウンロードのうえ印刷してご利用ください。

◎ 注意事項

- ・ 出産前の児童（胎児）を出産予定で申請することはできません。
- ・ 一度提出いただいた書類はお返しできませんので、育児休業給付等の申請に控えが必要な方は、あらかじめコピー等を取っておいてください。
- ・ 申請書、証明書等の内容を保育所入所の判断基準とさせていただきます。
- ・ 祖父母などの同居人がいる場合、別世帯であっても同建物、同敷地内に居住の場合は同居とみなす場合があります。
- ・ 育児休業からの復帰予定で申込む場合、入所を希望する月の翌月7日までに職場復帰をする予定であることが確認できる就労証明書をご提出いただく必要があります。就労証明書の発行を職場に依頼する前によくお確かめください。
- ・ 証明書の内容確認のため、勤務先等に連絡させていただく場合があります。
- ・ 証明書等の記載事項に虚偽があった場合は、入所後であっても入所決定を取り消すことがあります。
- ・ 提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届等を提出してください。
- ・ 入所を希望する児童に発達の遅れや心身等に障がいがある場合、アレルギーなどがある場合は、施設見学時に児童の様子を相談するなど、申し込み前に施設で受け入れができるかの確認をしてください。
- ・ 面接を行なった結果、安全にお預かりすることが困難と施設長が判断した場合、入所できないことがあります。
- ・ 各保育所（園）では、入所の可否についてはお答えできません。また、子育て応援課でも入所結果通知前に入所の可否についてお答えすることはできませんのでご了承ください。

【住所地以外の保育施設を希望する場合】

- ・ 日高市民の方が日高市外の保育施設を希望する場合の受付は、原則として、日高市を經由して行います。市区町村によって、申込締切日や必要書類等が異なります。ご自身で締切日を確認の上、締切日の1週間前まで かつ入所希望月の前月 10日までに日高市保育担当へ提出をお願いします。なお、希望される保育施設のある市区町村によって、**《3》入所申込から入所まで**（P.2～P.3）に記載の流れとは大きく異なる場合があります。
- ・ 日高市以外に居住されている方（日高市内在勤等）で日高市内の保育施設に入所希望の場合は、居住されている市区町村へ申込みしてください。

【育児休業取得の方へ】

- ・ 育児休業からの復帰の方は、余裕を持って職場に戻ることができるよう調整されることをお勧めします。入所できるのは「復帰日の7日前の日の属する月の1日から」です。
- ・ 育児休業給付金の延長に関するお問い合わせや相談は、市ではお答えできません。
育児休業給付金延長に係る申告方法（申告書の記載方法や必要書類等）・給付金延長の決定基準やその判断に関する内容は、ご自身で勤務先またはハローワークにお問い合わせください。
- ・ 入所保留となった場合に送付する通知は、申込書に記入された最初の利用希望月のみ送付します。次月以降にも通知が必要な場合は、窓口でお渡しします。事前にお問い合わせのうえ、ご来庁ください。なお、審査を受けていない期間についての保留通知は発行できません。

《参考》

保育所（園）入所決定基準指数表

下の基準を参考に面接の結果等を踏まえ、入所の可否および入所保育所を決定します。

入所基準		適 用 基 準		父	母	
1	家庭外労働	週 5 日以上又は月 20 日以上		1 日 7. 5 時間以上の就労を常態としている	10	10
		〃		1 日 6 時間以上 〃	9	9
		〃		1 日 4 時間以上 〃	8	8
		週 4 日以上又は月 1 6 日以上		1 日 7. 5 時間以上の就労を常態としている	9	9
		〃		1 日 6 時間以上 〃	8	8
		〃		1 日 4 時間以上 〃	7	7
		上記以外で月 6 4 時間以上の就労（就学）を常態としている			6	6
		就労先内定者（勤務時間の記載があるものについては上記に準じる）			5	5
2	家庭内労働	自営業	本人（主たる従事者）		9	9
			家族（協力者）	1 日 8 時間以上	6	6
			（協力者）	1 日 4 時間～8 時間未満	4	4
		内 職	収入の目安： 埼玉県最低賃金×64 時間程度	参考）1 日 8 時間以上	5	5
				参考）1 日 4 ～8 時間未満	3	3
3	出 産	産前 6 週間 産後 8 週間				10
4	疾病等	精神もしくは身体障がい者手帳等の所持または医師診断書で同程度と判断できるもの		1 ・ 2 級／㊤ ・ A	10	10
				3 級／B	8	8
				4 級以下	5	5
5	病人等の看護等	入院付添	おおむね 1 か月以上の親族の入院付き添いにあたっているもの		10	10
		家庭内看護	障がい者・要介護者の通園、通院、通学にあたっているもの		9	9
			その他同居家族の長期居宅療養等介護にあたっているもの		5	5
		介 護	介護保険制度の要介護認定を受けているものの介護にあたっているもの	要介護 4 以上	10	10
				要介護 2 以上	8	8
				その他	5	5
6	災害	震災・風水害・火災・その他の災害復旧			10	10
7	就学	居宅外就学は 1 .家庭外労働、居宅内就学は 2 .家庭内労働に準じる			3～ 10	3～ 10
8	その他	保育料の滞納状況（2 月以上の滞納）は減点項目です。継続して入所する場合（転園も含む）や、新たにきょうだいを入所させる場合にそれぞれが入所できない扱いとなる場合があります。				

※その他考慮する事項例

・ひとり親・祖父母、同居人の状況・きょうだいの状況・多子世帯・里親等

《5》入所決定後の留意事項

●慣らし保育

- 各保育施設では、新入児で集団生活が初めての場合や他施設からの転園等の場合に、児童の負担軽減および適応等を目的として、通常の保育時間よりも短い時間での迎えをお願いする「慣らし保育」を実施しています。安全で安心な保育ができるよう、ご理解とご協力をお願いします。また、入所後に就労を開始される方は、慣らし保育終了後から就労できるよう調整をお願いします。
- 慣らし保育の期間は、児童の様子などにより異なる場合があります。各保育施設に事前にご確認ください。
- 標準時間で認定された方が、慣らし保育期間があることを理由に入所初月のみを短時間認定とすることはできません。また、慣らし保育期間がある月についても保育料は月額をお支払いいただきます。

●延長保育（時間外保育）

- 延長保育は、勤務時間、通勤時間等により保育時間の延長が必要な方に限ります。
- 延長保育を希望される場合は、各保育施設に事前にご相談ください。
- 別途延長保育料が必要となりますので、各保育施設にお問い合わせください。

●求職活動、就労の内定、育児休業からの復職で申込みされた場合

- 求職活動で申込みされた方は、入所後は速やかに就労し、就労証明書を提出してください。入所月の翌々月の20日までに就労開始証明書が提出できなかった場合、退所していただくことになります。※20日が閉庁日の場合はその前の閉庁日が締切です。
- 内定の就労証明書を提出した場合は、就労開始後1か月以内に就労開始証明書を提出してください。入所月翌月の7日までに就労開始しなかった場合は退所となります。
- 育児休業から復職の方は、入所した月の翌月7日までに必ず職場復帰してください。また、復職証明書について勤務先に証明していただき、復職後1か月以内に提出してください。入所月翌月の7日までに復職しなかった場合は退所となります。

●認定内容や世帯状況等に変更があるとき

- ご家族の状況に変更があった場合は、子育て応援課へ遅延なく届出をお願いします。
※正当な理由なく手続きがない場合は退所となる可能性があります。
- 変更のお手続きは、変更する月の**前月20日が締切**となります。特に、保育時間の変更（標準時間→短時間/短時間→標準時間）が必要な場合はご注意ください。
※変更は月単位です。20日が閉庁日の場合はその前の閉庁日が締切です。
- 保育料や副食費免除判定に変更が生じる場合は、届出の翌月以降からの適用となります。
- 市外に転出する場合は、転出に伴う退所届の提出が必要です。また、転出後も引き続き、利用中の保育施設へ通う必要がある場合には、早めに子育て応援課へご相談ください。

●次年度の継続利用申請（毎年11月頃を予定）

- 入所後、次年度も継続して利用するためには、次年度のための継続利用申請が必要です。
毎年11月頃に保育所等入所申込書、就労証明書等を必ずご提出いただきます。
- 保育施設の継続利用申請と合わせて、保育を必要とする状況の確認を改めて行ないますので、入所要件を満たしていることが確認できない場合は退所となります。

《6》市内保育施設等一覧

◇保育所（園）◇

保 育 所（園）名 〔受入対象児童年齢〕※1		定 員		所 在 地 電話番号	（平 日） 開所時間（最長）※2 （保育短時間） （保育標準時間）	（土曜日） 開所時間（最長）※2 （保育短時間） （保育標準時間）	
公 立	高麗川保育所 （1歳児から5歳児）	100 人	0歳	-人	原宿69-2 042-989-1925	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 13:00
			1・2歳	20人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 13:00)
			3～5歳	80人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 13:00)
	高麗保育所 （1歳児から5歳児）	90 人	0歳	-人	梅原5-2 042-989-1579	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 13:00
			1・2歳	22人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 13:00)
			3～5歳	68人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 13:00)
	高根保育所 （満6か月児から5歳児）	120 人	0歳	6人	下鹿山490-1 042-985-0564	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 13:00
			1・2歳	33人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 13:00)
			3～5歳	81人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 13:00)
私 立	高萩保育園 （満6か月児から5歳児）	120 人	0歳	6人	高萩1136-2 042-989-2042	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 13:30
			1・2歳	24人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 13:30)
			3～5歳	90人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 13:30)
	関栄保育園 （満2か月児から5歳児）	90 人	0歳	9人	旭ヶ丘720-4 042-985-7806	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30
			1・2歳	26人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 16:30)
			3～5歳	55人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 16:30)
	あさひ保育園 （満2か月児から5歳児）	120 人	0歳	8人	森戸新田99-4 042-985-0553	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 17:30
			1・2歳	42人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 16:30)
			3～5歳	70人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 17:30)
	こうしん 光進保育園 （満3か月児から5歳児）	60 人	0歳	6人	中鹿山359 042-986-0680	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 16:30
			1・2歳	21人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 16:30)
			3～5歳	33人		(7:30 ～ 18:30)	(7:30 ～ 16:30)
	日高どろんこ保育園 （生後57日から5歳児）	90 人	0歳	6人	旭ヶ丘211-3 042-984-1370	7:00 ～ 20:00	7:00 ～ 20:00
			1・2歳	21人		(8:30 ～ 16:30)	(8:30 ～ 16:30)
			3～5歳	63人		(7:00 ～ 18:00)	(7:00 ～ 18:00)

●高麗川保育所と高根保育所の統合について

令和9年度当初に高麗川保育所に高根保育所を移転統合する予定です。

統合後の高麗川保育所は高根保育所で受け入れを行っていた0歳児クラスを新設し、民間保育施設の児童受入状況を考慮しつつ、1～2歳児クラスの定員数を増やす予定です。

高根保育所において、令和8年度の新規3歳児、新規4歳児については卒所までの通所ができないことから、就学までの環境変化による影響等を考慮し、募集を停止します。（下表をご確認ください）

なお、令和8年度まで在籍している児童については、令和9年度において高麗川保育所へ継続児として受け入れるなど、継続して保育できるように配慮します。

また、統合にあたり高麗川保育所では令和8年度に園舎の改修工事を予定しています。

＜令和8年度 高根保育所の受入れ＞

クラス	0歳児			1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
区分	新規	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
R8年度	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	▲	×	▲	○	○
R9年度	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…受入れ可能

▲…卒所まで通所できないが、受入れ可能

×…募集停止

◇認定こども園（保育枠）◇

★教育認定(幼稚園枠)のお申し込みについては、直接、園にお問い合わせください。

(保育認定) 〔受入対象児童年齢〕	定員	所 在 地 電話番号	(平 日) 開所時間（最長）※2 (保育短時間) (保育標準時間)	(土曜日) 開所時間（最長）※2 (保育短時間) (保育標準時間)
フレンド認定こども園 (満6か月児から5歳児)	66人 0歳 6人 1・2歳 24人 3～5歳 36人	台589-9 042-982-2293	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30) (7:30 ～ 18:30)	7:30 ～ 16:30 (8:30 ～ 16:30) (7:30 ～ 16:30)
日高ふじみだい認定こども園 (満4か月児から5歳児)	106人 0歳 8人 1・2歳 38人 3～5歳 60人	新堀150-3 042-989-8778	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30) (7:30 ～ 18:30)	7:30 ～ 16:30 (8:30 ～ 16:30) (7:30 ～ 16:30)
たかはぎ幼稚園 ＜令和8年4月認可予定＞ (満11か月児から5歳児)	90人 0歳 3人 1・2歳 22人 3～5歳 65人	高萩2200 042-989-5196	7:30 ～ 18:30 (8:30 ～ 16:30) (7:30 ～ 18:30)	

- ※1 0歳児から受け入れの保育施設は、各施設指定の満月齢の翌月から対象となります。
 なお、高麗川保育所・高麗保育所は令和8年4月1日現在、満1歳の児童が対象になります。
 年度途中で満1歳に到達しても今年度は入所対象になりません。
- ※2 延長保育を含む最長の開所時間となります。標準時間の11時間、短時間の8時間を超えての利用は別途、延長保育料がかかります。また、土曜日の保育は利用にあたり条件が必要な場合があります。申込前に各保育所（園）にご確認ください。

○地域型保育事業（0、1、2歳対象）

地域型保育事業施設 〔受入対象児童年齢〕	定員	所 在 地 電話番号	(平 日) 開所時間（最長）	(土曜日) 開所時間（最長）
■小規模保育				
キッズあさひ (満2か月児から2歳児)	19人 0歳 3人 1・2歳 16人	森戸新田99-11 042-985-0553	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 17:30
■家庭的保育				
ひまわりのおうち (満4か月児から2歳児)	5人 0～2歳 あわせて5人	鹿山240-15 042-978-9620	8:00 ～ 18:00	

- ※ 祝日・年末年始の保育は行なっておりません。また、土曜保育については施設によって異なりますので、ご確認ください。
- ※ 標準・短時間の保育時間および延長保育については、各施設にお問い合わせください。

申し込む前にご確認ください

選考途中に辞退される方、通い始めてからすぐに転園希望を出される方が増えています。
 施設見学や園庭開放などを利用し、希望の施設についてよく確認しましょう。
 施設見学には予約が必要な場合がありますので、希望の施設に直接確認してください。

＜見学の際に確認しておきましょう＞

- Q 保育料以外にお金ってかかるの？ Q 給食が出ない日があるの？
 Q 延長保育は予約制なの？ Q 慣らし保育はどのくらいかかるの？
 Q 預かってくれる時間は年齢によって違うの？
 Q 発達や発育の心配があるけど対応してくれるの？ などなど

- ※ 申請書類の書き方など保育所全般のことは保育担当までお問い合わせください。

《7》保育料について（対象：3歳児クラス未満）

- ・ 保育料は、世帯の市民税の所得割額（次の①～⑥の控除前の金額となります。①配当控除 ②外国税額控除 ③配当割額控除 ④株式等譲渡所得割額控除 ⑤寄附金税額控除 ⑥住宅借入金等特別控除）を基に決定します。4月から8月までは前年度、9月から翌年3月までは当該年度の市民税所得割額により決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税所得割額 （前々年の所得に応じ課税）					当該年度の住民税所得割額 （前年の所得に応じ課税）						

- ・ 保育料の決定通知は4月中旬及び9月中旬までにお送りします。
- ・ 保育料は、登所(園)日数にかかわらず、月の保育料がかかります（日割り計算は行いません）。
- ・ 保育料は、毎月1日の在籍状況により納めていただきます。退所される場合は当月20日まで（20日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで）に退所届を提出してください。提出がない場合、利用日数が0日であっても保育料を納めていただきます。
- ・ 保護者の死亡、離婚、再婚、転居等により、保育料が変更になる場合があります。世帯の状況に変更が生じた場合は、子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更届を提出してください。
- ・ 祖父母などの同居人がいる場合、別世帯であっても同建物、同敷地内に居住の場合は同居とみなす場合があります。
- ・ 同居の祖父母が家計の主宰者とみなされる場合は、市民税所得割額を合算し算定されます。
- ・ 地域型保育施設および認定こども園の保育料は施設にお支払いください。

◎ 注意事項

- ・ 世帯の所得が未確定の場合（未申告、税関係書類が未提出等）、税額等が確定するまでは、保育料は**最高階層の金額で仮決定**とします。税額が確定次第、保育料を決定し、差額を精算します。（ただし、過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。すみやかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。）
- ・ 離婚しても入所児童と父母が同居している場合や別居中でも入所児童の親権者である場合は、父母の税額を合算の上、保育料を算定します。また、入所児童の保護者が父母以外の場合は、実際に児童を養育している方の税額も含め保育料を算定します。
- ・ 正当な理由なく保育料を滞納されると、滞納処分（勤務先への給与の調査や差し押さえ）を行ったり、本人やきょうだいの保育所（園）・学童保育室の入所や継続をお断りする場合がありますのでご注意ください。

保育料算定の軽減措置に該当するケース(2号・3号)

【多子軽減】※埼玉県の子多世帯保育料軽減事業の状況により廃止となる可能性があります。

- ・ 小学校就学前の範囲で最年長の子から2人目は、保育料が半額になります。
- ・ 第3子以降の子は、他の子が小学校就学前の範囲にない年齢でも保育料が無料になります。
- ・ 世帯の市民税の所得割額が、57,700円未満である場合、年齢制限を撤廃し、最年長の子から2人目は、保育料が半額になります。

【要保護世帯軽減】(ひとり親世帯・在宅障がい者世帯に該当する世帯)

- ・ 3a 階層から 3d 階層までの階層について、それぞれの階層区分に対応する金額から 1,000円を引き、更に $1/4$ の額(10円未満切り捨て)になります。(第2子以降は無料です)
- ・ 4a 階層、4b 階層並びに 4c 階層で負担額算定基準額が 77,101 円未満の場合、それぞれの階層区分に対応する金額に $1/4$ を乗じた額(10円未満切り捨て)になります。
(第2子以降は無料です)

※階層区分は P.12 を参照

《8》給食費について(対象：3歳児クラス以上)

- ・ 3歳児クラス以上は、給食費(主食費・副食費)や延長保育料などの実費徴収分については保護者の負担となります。給食費は施設ごとに定められています。公立保育所のお子さんは日高市へ、それ以外の保育施設のお子さんは各施設へお支払いください。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合は副食費の徴収が免除となります。
 - ①年収 360 万円未満相当の世帯
 - ・ 1号認定 世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満
 - ・ 2号認定 世帯の市民税所得割額が 57,700 円未満
(要保護世帯の場合は 77,101 円未満)
 - ②第3子以降の子ども ※認定区分により第3子以降の数え方が異なります。
 - ・ 1号認定 同一世帯に小学校第3学年修了前の兄・姉が2人以上いる場合
 - ・ 2号認定 同一世帯に小学校就学前の兄・姉が2人以上いる場合
- ・ 副食費については、徴収免除に該当する方のみ副食費徴収免除通知を送付します。
- ・ 算定基準および算定期間については保育料と同じです。



令和8年度 保育料階層別区分表（2号・3号用）

日高市

階層 区分	保育料を算定する場合の定義	保育標準時間の額 (月 額)			保育短時間の額 (月 額)		
		3歳未満児	3歳 児	4歳以上児	3歳未満児	3歳 児	4歳以上児
		円	円	円	円	円	円
1	被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）に規定する被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親）	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯（1階層を除き、政令に規定する「市町村民税を課されない者」の世帯）	0	0	0	0	0	0
3a	市町村民税課税世帯（1階層及び2階層を除き、政令に規定する「市町村民税の所得割の額を合算した額」が次の区分に該当する世帯）	所得割非課税	8,000	0	7,800	0	0
3b		1円以上10,000円未満	11,000	0	10,800	0	0
3c		10,000円以上29,000円未満	13,000	0	12,700	0	0
3d		29,000円以上48,600円未満	15,000	0	14,700	0	0
4a		48,600円以上61,000円未満	17,000	0	16,700	0	0
4b		61,000円以上73,000円未満	20,000	0	19,600	0	0
4c		73,000円以上85,000円未満	24,000	0	23,500	0	0
4d		85,000円以上97,000円未満	28,000	0	27,500	0	0
5a		97,000円以上115,000円未満	32,000	0	31,400	0	0
5b		115,000円以上133,000円未満	36,000	0	35,300	0	0
5c		133,000円以上151,000円未満	40,000	0	39,300	0	0
5d		151,000円以上169,000円未満	44,000	0	43,200	0	0
6a		169,000円以上202,000円未満	47,000	0	46,200	0	0
6b		202,000円以上235,000円未満	50,000	0	49,100	0	0
6c		235,000円以上268,000円未満	53,000	0	52,000	0	0
6d		268,000円以上301,000円未満	56,000	0	55,000	0	0
7		301,000円以上397,000円未満	58,000	0	57,000	0	0
8		397,000円以上					

●保育の無償化について

3歳児クラス以上の保育料は無償化されています。保育料は無償化となりますが、給食費や延長保育料などの実費徴収分については保護者の負担となります。

※保育料階層別区分表の年齢はクラス年齢です。年度途中で年齢があがっても保育料は変更になりません。

○その他の子育て支援

【1】一時的保育 ※令和7年8月現在の状況です。ご利用の際は事前に施設に確認してください。

緊急的な事由等により保護者がお子さまを保育できない場合に、保護者に代わり一時的（1か月を超えない範囲）に児童をお預かりします。※公立保育所は、おおむね1か月前より受付できます。

対 象 【日高市に住民登録がある方】

次の理由により児童を保育することができない場合

保護者の労働（短時間（週3日以内）労働、農繁期、家業の手伝い等）

※月64時間を超える定例的な労働、保育所入所までの「つなぎ」としての利用はできません。

緊 急 時（保護者の入通院、出産、冠婚葬祭等）

リフレッシュ（保護者の育児疲れ解消等）※月2日まで

実 施 施 設 公立保育所（高根保育所、高麗川保育所、高麗保育所）
日高ふじみだい認定こども園、日高どろんこ保育園

利用可能日時

【祝日、年末年始等
を除く】

	保育時間	月	火	水	木	金	土
公立保育所※1	8:30～16:30	○	○	○	○	○	×
日高ふじみだい認定こども園 ※1	8:30～16:30	○	○	○	○	○	×
日高どろんこ保育園	7:00～20:00	○	○	○	○	○	○

※1 早朝保育 7:30～、延長保育 ～18:30 までは要相談。

利 用 料 金

＜保育料＞ 公立保育所	・・・ 日額(8H 以内)	1,500 円
	30 分	150 円
リフレッシュ	日額(8H 以内)	2,000 円
	30 分	200 円
日高ふじみだい認定こども園	1 時間	600 円
日高どろんこ保育園	1 時間	1,000 円
（追加料金）19:00～19:30	30 分	500 円
19:31～	30 分	1,000 円

※給食費は別途かかります。詳細は各施設へお問い合わせください。

対 象 年 齢 小学校就学前の児童（乳児については実施施設により条件が異なります）

●利用申込● 直接利用する施設へお申込みのうえ、児童の面接を受けてください。

※くわしくは、一時的保育のしおりをご覧ください。各実施施設へお問い合わせください。

※既に認可保育施設を利用中の人は、保育の二重措置となるため一時的保育は例外を除き、ご利用できません。

【2】病後児保育 ※令和7年8月現在の状況です。ご利用の際は事前に施設に確認してください。

病後児保育事業とは：病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、一時的にその児童の預かりを行い、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする事業です。

利用可能日：月～土曜日（祝日、年末年始等を除く）

利用可能時間：8:00～18:00 までの間で保育することができない時間

利用期間：応相談

利用料金：1人1時間 800円

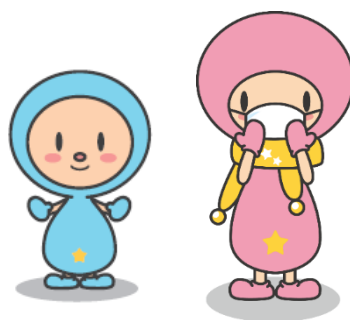
対象年齢：生後2か月～小学6年生 ※市外在住の方もご利用可能です。

実施保育園：日高どろんこ保育園（旭ヶ丘211-3 電話984-1370）

利用申込：直接施設へお申込みください。

必要書類は園のホームページよりダウンロードできます。

※ご希望の日時に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。



【3】保育所（園）の園庭開放

未就園児を対象として園庭を開放しています。（感染症拡大防止等のため、中止している場合があります。各施設に確認をしてお出かけください。）

保育所（園）の利用をお考えのかたは、施設の保育環境を含む全体の雰囲気や、送迎時の交通状況などを事前に調べておくのはとても大切です。実際に入園してみて「想像と違ったから」といった理由で簡単に転園ができるものではありません。積極的に見学をして、申請時の参考にすることをお勧めいたします。

保 育 所 名	園 庭 開 放 日
高麗川保育所	火曜日 9:30 ～ 11:00
高麗保育所	木曜日 9:30 ～ 11:00
高根保育所	金曜日 9:30 ～ 11:00
高萩保育園	水曜日 9:40 ～ 11:00 （そうさん広場）
開栄保育園	金曜日 10:00～11:00 別途:年3回お話し会、年数回バビーマッサージ
あさひ保育園	月1回（不定期） ※詳細はお問い合わせください。
日高どろんこ保育園	月～土曜日 9:30 ～ 16:30 ※雨天も実施
フレンド認定こども園	年間 10回開催予定 ※詳細はHPもしくはお問い合わせください。
日高ふじみだい認定こども園 （子育て支援センターくるみ）	月～金曜日 8:45 ～ 13:45 ※予約制の講習会があるときには開放はありません。

【4】子育て総合支援センター・地域子育て支援センター

子育て総合支援センター「ぬくぬく」

「ぬくぬく」は触れ合いとぬくもりをコンセプトとした施設です。

親子の交流、遊び場の提供や子育てに関する相談、保育や子育てに関する必要な支援の案内、発達が気になるお子さんの育児相談を行います。

○施設利用案内○

利用対象者：主に就学前の児童とその保護者（市内在住・在勤）

開館時間：9:00～17:00（親子図書室、らくがき黒板、ガーデンスペース）

休館日：第1・3土曜日、祝日および年末年始（12月28日から1月4日まで）

地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、主に未就園児を対象とした子育て中の親子が気軽に集まり、楽しく遊び、情報交換ができる場所です。

また、子育てに関する知識・経験を有する支援員がいるので、子育てのことで不安な気持ち、心配なこと、わからないことがあれば、気軽に育児相談ができます。

詳しくは、各支援センターにご確認ください。

○施設利用案内○

利用対象者（共通）：主に0歳から2歳（未就園児）の児童とその保護者（市内在住・在勤）

名 称	地域子育て支援センター「ぬくぬく」
住 所	日高市大字楡木201番地 総合福祉センター「高麗の郷」子育て総合支援センター「ぬくぬく」内
電話番号	042-985-8020
開館時間	9:30～12:00、13:00～16:00

名 称	ぬくぬくの出張ひろば「おひさま」
住 所	日高市大字中鹿山81番地1 高麗川南公民館内 2階 保育室及び和室
開 室 日	月曜日、水曜日（祝日、年末年始等を除く）
開館時間	10:00～12:00、13:00～16:00

※出張ひろば「おひさま」の問い合わせは、子育て総合支援センターぬくぬく

（Tel 042-985-8020）までお願いします。

名 称	地域子育て支援センター「くるみ」
住 所	日高市大字新堀150番地3 学校法人 明学園 日高ふじみだい認定こども園内
電話番号	042-984-3071
開室日・時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始等を除く） 8:45～13:45



名 称	地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」
住 所	日高市大字旭ヶ丘211番地3 社会福祉法人 どんご会 日高どんご保育園内
電話番号	042-984-1370
開室日・時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始等を除く） 10:00～16:00



【5】子ども・子育て利用者支援事業

○どんな事業ですか？

日常的にご利用していただけるように身近な場所で当事者目線に心掛けた相談支援を行います。

○どんな相談ができますか？

- ・引っ越ししてきたばかり。子どもと行ける遊び場を教えてください。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園について知りたい。申し込みはどうすればいいの？
- ・冠婚葬祭や急な用事で子どもを一時的に預かってほしい。
- ・うちの子、なんだか落ち着きがなくて心配です。
- ・子育てにちょっと疲れてしまったな…。

など、子育て中のいろいろな不安・心配・相談事に応じます。

相談窓口

子育て総合支援センター「ぬくぬく」

電話による相談もお受けしています。電話 042-985-8020

お気軽にご相談ください。

相談日時

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く）

9:00 から 16:00 まで

Memo

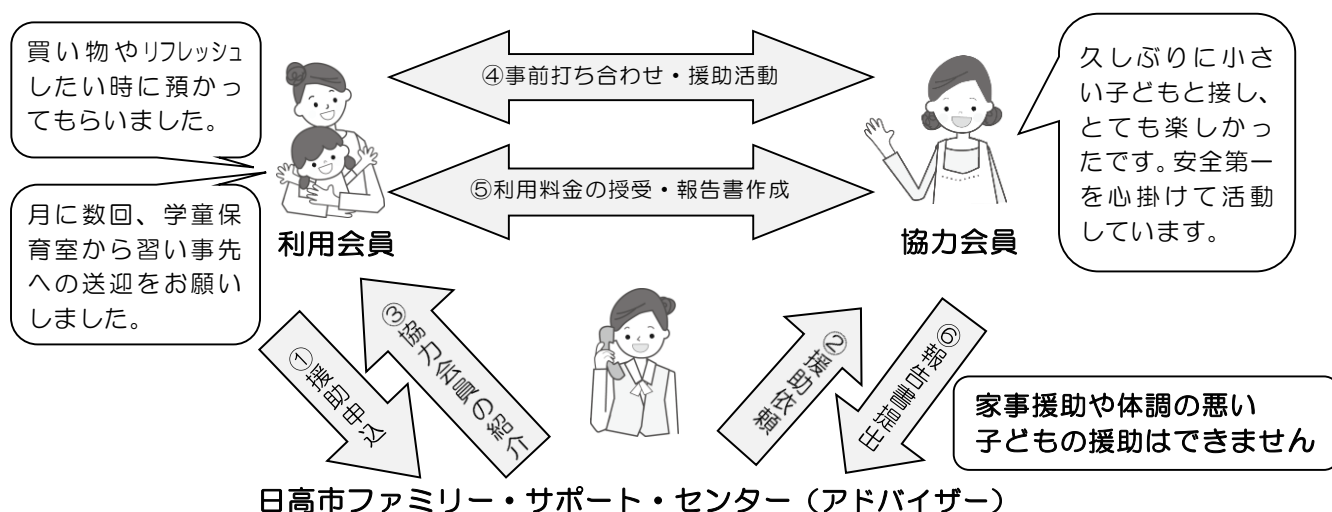
【6】ファミリー・サポート・センター

子育てのお手伝いをしてほしい方【利用会員】と子育てのお手伝いをしたい方【協力会員】が会員となり、地域で子育てを助け合う有償の援助活動です。

例えば…

- 保育所、学童保育室等や習い事先への送迎
- 保育所、学校等が休みの時の一時的な預かり
- 買い物やリフレッシュしたい時の預かり など

◎ファミリー・サポート・センターのしくみ



※利用会員と子ども、協力会員とで事前打ち合わせ後、援助活動を実施します。

※利用会員は援助をしていただいた協力会員に利用料金を支払います。

※ひとり親世帯、障がいのある児童の世帯、18歳未満の児童が3人以上いる世帯等の方は利用料金が半額となります。

利用料金	平日（土日祝日、年末年始を除く）	7:00～20:00	1時間 800円
	上記以外の時間		1時間 900円

お問合せ	ファミリー・サポート・センター【日高市社会福祉協議会事務局内】
住 所	日高市大字楡木201番地 総合福祉センター「高麗の郷」内
電話番号	042-985-9100
メール	famisapo@hidakashi-shakyo.or.jp
受付時間	月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 9:00～17:00

○幼稚園

《1》幼稚園とは

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校(教育施設)です。教育時間は4時間を基本とし、幼稚園教育要領に基づき保育を行っています。園によっては、始業前、降園後、長期休業期間(夏休みなど)に児童をお預かりする「預かり保育」を行っています。

《2》市内幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)一覧

子どものための教育・保育給付を受ける施設

幼稚園名 〔受入対象児童年齢〕	定員	住所	電話	ホームページ
フレンド認定こども園 (3歳児から5歳児)	114	台 589-9	042-982-2293	http://www.friend-hidaka.net
日高ふじみだい認定こども園 (満3歳児から5歳児)	126	新堀 150-3	042-989-8778	http://www.hidakafujimidai.ed.jp
たかはぎ幼稚園 (満3歳児から5歳児)	120	高萩 2200	042-989-5196	http://www.takahagi-k.jp

子どものための教育・保育給付を受けない施設(新制度に移行していない施設)

幼稚園名 〔受入対象児童年齢〕	定員	住所	電話	ホームページ
さやまが丘幼稚園 (5歳児)	160	下鹿山 523	042-989-4681	http://www.sayamagaoka-k.ed.jp

《3》幼稚園入園手続きについて

各幼稚園に直接お問い合わせください。

【4月入園の申込】例年、10月15日より願書配布、11月1日から受付(各園にて)

《4》幼稚園の「預かり保育」について

幼稚園の利用に加え、「預かり保育」を希望の場合、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」要件については、就労等の要件(P.3認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくは保育担当までお問い合わせください。

基本的に通われている幼稚園を経由しての申請となります。

